

特定個人情報の取扱いの状況に係る地方公共団体等による

定期的な報告について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）（以下「番号法」という。）第 29 条の 3 第 2 項及び特定個人情報の取扱いの状況に係る地方公共団体等による定期的な報告に関する規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 4 号）に基づき、地方公共団体等から報告を受けた。

1. 対象機関

- (1) 都道府県、市区町村（1,788 機関）
- (2) 基礎項目評価書^(注)を提出した教育委員会等（419 機関）

（注）番号法に基づき、地方公共団体等が、マイナンバーが含まれる個人情報の取扱いに関して、事前に自らリスクを評価し、そのリスクを軽減するための措置等について文書で公表するもの。対象人数等により、委員会に提出する評価書の様式が異なる。基礎項目評価書、重点項目評価書、全項目評価書の順に記載内容がより詳細になっている。

基礎項目評価書：対象人数が 1,000 人以上 1 万人未満

重点項目評価書：対象人数が 1 万人以上 30 万人未満

全項目評価書：対象人数が 30 万人以上

2. 報告内容及び報告結果

今回の報告においては、令和 2 年 3 月 31 日現在における安全管理措置の実施状況、データ入力業務における委託・再委託の実施状況及び HDD 等の更新に係るデータの削除又は廃棄の実施状況等について報告を求め、おおむね必要な措置が講じられていることを確認した。（別紙参照）

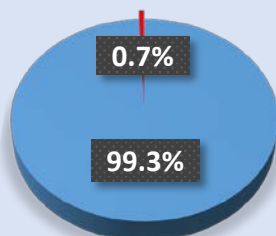
委員会としては、地方公共団体等における特定個人情報の取扱いがより適切なものになるよう、引き続き、都道府県等の協力も得ながら各種の取組を実施していく。

特定個人情報の取扱いの状況に係る地方公共団体等による 定期的な報告について

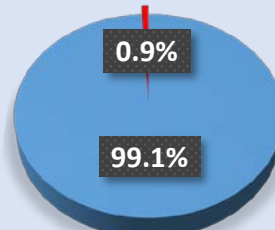
1. 令和元年度の安全管理措置の実施状況

【規程及び事務の範囲】

① 特定個人情報等に係る規程の整備



② 事務の範囲の明確化と事務取扱 担当者の指定



■ 実施済又は令和2年度中に実施予定。

■ 令和2年度中に実施できない。

概要

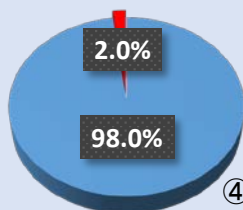
○ ほとんどの機関が「実施予定」あるいは「実施している」と回答している。

対応

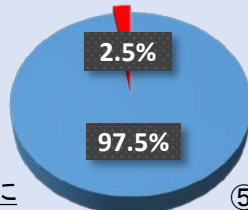
規程の整備及び事務範囲の明確化が全ての機関において速やかに行われるよう、未整備の機関に対して規程整備等の参考となる規程例を提供するとともに、必要に応じ個別に助言等を行う。

【研修】

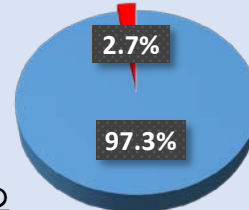
① 事務取扱担当者に対する研修



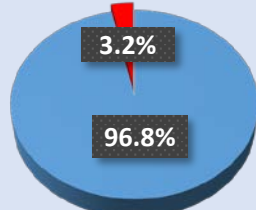
② 情報システム管理者 に対する研修



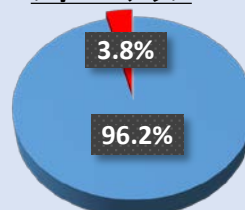
③ サイバーセキュリティ研修



④ 保護責任者に対する研修



⑤ 未受講者への フォローアップ



■ 実施済又は令和2年度中に実施予定。

■ 令和2年度中に実施できない。

概要

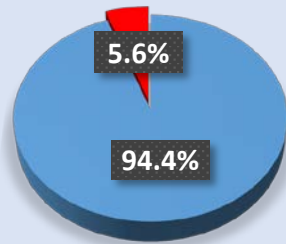
○ ほとんどの機関が「実施予定」あるいは「実施している」と回答している。
○ 研修を開催していない機関においては、「専門的な知識がなく研修ができなかった」、「本来実施予定であったが、新型コロナウイルスへの感染予防のため開催できなかった」等の回答があった。

対応

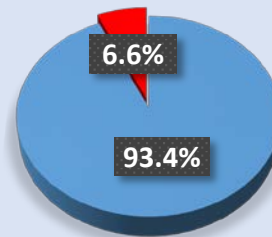
専門的な知識が無くとも研修を実施できるよう、研修資料等を改めて提供する。

【管理状況の把握(監査及びログの分析)】

① 特定個人情報等の管理の状況に関する監査



② 特定個人情報等へのアクセスログの記録と分析・確認



■ 実施済又は令和2年度中に実施予定。
■ 令和2年度中に実施できない。

概要

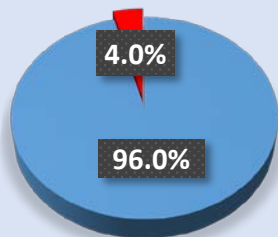
- ほとんどの機関が「実施予定」あるいは「実施している」と回答している。
- 未実施の機関においては、「知識を持つ職員が少ない」、「実施するための体制が整備できていない」等の回答があった。

対応

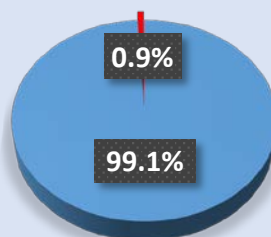
監査及びログの分析等の手法が分からない機関でもそれらを実施できるよう、監査やログ分析等の手引書を改めて提供する。

【システム及び機器等の管理】

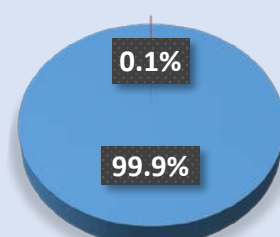
① 情報システム端末の盗難又は紛失防止策



② 電子媒体等の情報システム端末への接続制限



③ 人事異動等に伴うアクセス権限の付与又は削除



■ 実施済又は令和2年度中に実施予定。
■ 令和2年度中に実施できない。

概要

- ②及び③については、ほとんどの機関が「実施している」と回答している。
- ①が未実施の機関においては、「予算の都合により実施できない」等の回答があった。

対応

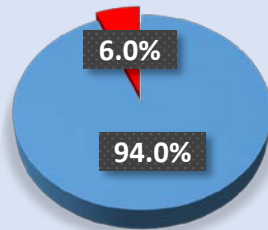
予算措置が必要となる物理的安全管理措置については、予算措置を講じるまでの代替措置について示した参考資料を提供する。

2. データ入力業務における委託及び再委託の実施状況

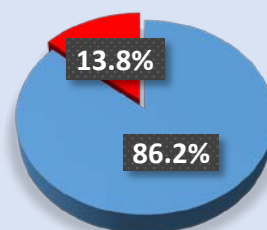
委託を実施していると回答した機関は約45%、再委託を実施していると回答した機関は約20%であった。

【委託先における特定個人情報等の取扱状況の確認】

① 委託先の選定時における安全管理措置についての事前確認



② 契約期間中の委託先における特定個人情報等の取扱状況の把握



■ 令和元年度に実施。
■ 令和元年度に実施していない。

概要

- ②について「実施」と回答した機関においては、「委託先からの報告」「委託先への現地確認」等の確認方法により実施していた。
- ①及び②が未実施の機関においても、「令和2年度中に実施に向けた体制を整備する」との回答がほとんどであった。

対応

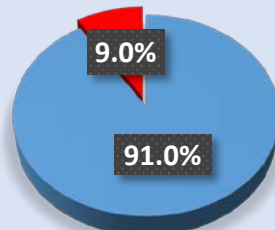
委託先の監督が全ての機関において速やかに行われるよう、手引書等を提供するとともに、必要に応じ個別に助言等を行う。

【再委託の許諾手続及び再委託先における特定個人情報等の取扱状況の確認】

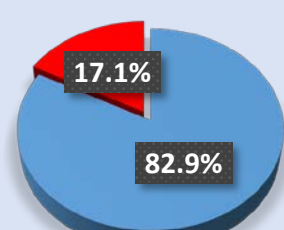
① 再委託の許諾手続



② 許諾前における再委託先の事前確認



③ 委託先の再委託先に対する監督状況の確認



■ 令和元年度に実施。
■ 令和元年度に実施していない。

概要

- ②又は③が未実施となっている機関においても、「再委託先の安全管理措置の実施状況を令和2年度から確認する」等の回答があった。

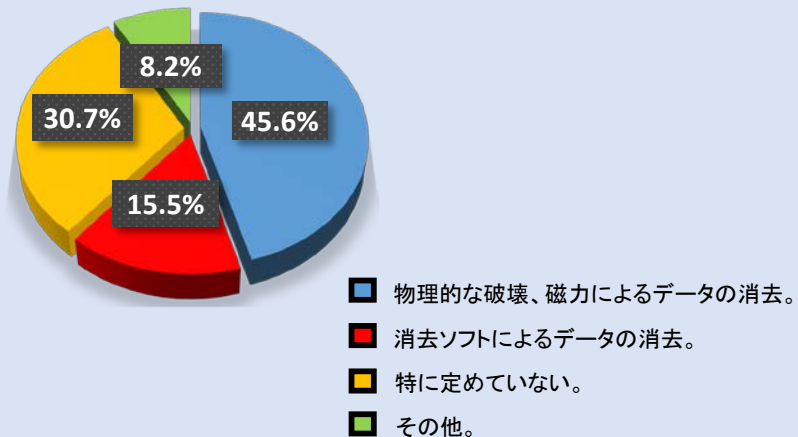
対応

再委託先に対する監督状況の確認が全ての機関において速やかに行われるよう、手引書等を提供するとともに、必要に応じ個別に助言等を行う。

3. HDD等の更新に係るデータの削除又は廃棄の実施状況

サーバに使用するHDD等の更新時におけるHDD等の取扱状況について報告を受けた。

① 契約書等で定めているデータの 削除又は廃棄の手段



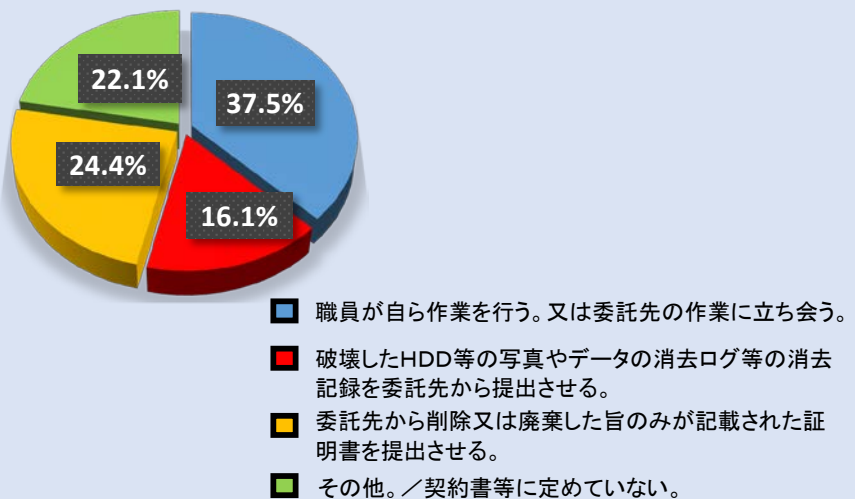
概要

- 約6割の機関が「物理的な破壊、磁力によるデータの消去」又は「消去ソフトによるデータの消去」を廃棄等の手段として回答している。
- 廃棄等の手段を定めていない機関においては、「廃棄をすることは定めているが、その具体的手段は定めていない」とする回答が多かった。

対応

特定個人情報等が記録されたHDD等を廃棄する場合、復元不可能な手段でデータの削除又は廃棄をする必要があることを検査等を通して助言する。

② 契約書等で定めている削除 又は廃棄の確認方法



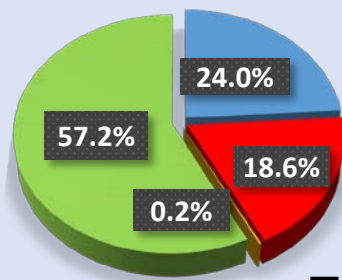
概要

- 約8割の機関が、復元不可能な手段でデータの削除又は廃棄がされたことについて確認する方法をあらかじめ定めていると回答している。
- 契約書等に定めていない機関においては、「復元不可能な方法で廃棄することは定めているが、その確認方法までは定めていなかった」とする回答が多かった。

対応

復元不可能な手段でデータの削除又は廃棄がされた事実を、実際に確認する必要があることを検査等を通して助言する。

③ 令和元年度の更新実績



- 契約書等に基づいて、物理的な破壊又は磁力・消去ソフトによるデータ消去を行った。
- 契約書等には定めていなかったが、物理的な破壊又は磁力・消去ソフトによるデータ消去を行った。
- 物理的な破壊、磁力・消去ソフトによるデータの消去以外の方法で、削除又は廃棄を行った。
- その他。／令和元年度中にHDD等の更新等がなかった。

概要

- 令和元年度にHDD等の更新を行ったほとんどの機関については、契約書等に定めているかいないかに関わらず、物理的な破壊等の復元不可能な方法でデータの削除又は廃棄をしていると回答している。
- その他の回答は「令和元年度中にHDD等の更新等がなかった」とする回答がほとんどであった。

対応

特定個人情報等を含むデータの削除又は廃棄が行われる際に、復元不可能な手段でHDD等が廃棄等されているか、また、廃棄等が確実に行われていることを確認しているか、検査等を通して確認する。